

完全週休2日制を確保するモデル工事 実施要領

(主旨)

第1 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組みの一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者において、労働環境改善の取組に対する意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日制普及に向けて効果や課題を抽出する「完全週休2日制を確保するモデル工事」（以下「モデル工事」という。）の試行にあたり必要な事項を定める。

(入札公告、特記仕様書での明示)

第2 発注機関の長は、モデル工事を実施する場合は、「発注者指定型」又は「受注者希望型」のいずれかとし、入札公告および特記仕様書において「完全週休2日制を確保するモデル工事」であることを明示する。

- ・発注者指定型：発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
- ・受注者希望型：受注者が、工事着手日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から希望があった場合は、協議によりモデル工事にすることができるものとし、その取り扱いは、受注者希望型と同様とする。

(対象工事)

第3 モデル工事の対象は、原則として、一千万円以上の一般競争入札方式で公告する全ての工事とする。

- 2 以下のいずれかに該当する工事は、モデル工事の対象外とする。
- (1) 現場施工が1週間未満の工事
 - (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
 - (3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事
 - (4) 上記以外で、モデル工事に適さないと発注者が判断する工事

(受注者の取組内容)

第4 モデル工事の受注者は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間、受注企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

- 2 受注者は、第1項で定めた休日において、工事現場を閉所とし、週休2日制現場閉所（計画・実績）書（参考様式-1）（以下「(参考様式-1)」という。）に現場閉所日を示し発注者に提出する。なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- 3 受注者は、施工計画作成時に工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適切に対応することとする。

- 4 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。
- 5 受注者は、現場閉所後速やかに「モデル工事」の取組実績について（参考様式-1）週休2日制現場閉所実績集計表（参考様式-2）（以下「（参考様式-2）」という。）を発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- 6 受注者は、現場で就労する技術者及び作業員に対し、「モデル工事」の取組にあたり必要な事項について協力を依頼する。

（周辺住民への周知）

第5 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日制モデル工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

（工事成績評定）

第6 発注者は、第4で定める受注者の取組に対し、別表「モデル工事の取組に対する審査項目」により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

（総合評価落札方式に関する事項）

第7 山梨県が発注する総合評価落札方式の工事に関する評価方法等は、「山梨県建設工事総合評価実施要領」に基づき実施するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

この要領は、令和元年12月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年10月1日から適用する。

別表 モデル工事の取組に対する審査項目

取組内容	審査項目	適用
実施要領第4第2項 （工事現場の週2日閉所）	工事現場の週休2日制の取組状況に応じて「5. 創意工夫」で評価する。	別紙
実施要領第4第2項 （工事現場の週2日閉所）	工事現場の週休2日制の取組状況に応じて「4. 工事特性－1. 施行条件等への対応－Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件への対応」で評価する。	別紙